

# 補綴歯科専門医資格更新の申請方法

(2022年4月1日制定)

(2024年5月14日改正)

補綴歯科専門医資格の更新申請をされる方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえご申請下さい。なお、詳細については規程集をご覧ください。

## 【必要条件】

### ●補綴歯科専門医更新に必要な研修単位

補綴歯科専門医の資格の更新に当っては、5年間に次の(1)から20単位以上、(2)から3単位と(3)から35単位以上、あるいは(3)から38単位以上、および(4)から10単位(2単位/年間)以上を含み、計70単位以上を修得しなければならない。ただし、(3)は基本的な症例を10装置以上、難症例を3例以上含むこととする。

#### (1) 本会学術大会等への出席

- イ 両会(本会と日本顎咬合学会)学術大会、支部学術大会および専門医研修会 4単位
- ロ 生涯学習公開セミナー 2単位
- ハ 歯科補綴学関連学会 2単位 但し長期海外滞在者については国際学術集会への出席を単位として認めることがある。

#### (2) 本会が認める学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関連する報告

- イ 論文発表 筆頭著者 8単位  
共著者 4単位
- ロ 口演(ポスター)発表(症例報告を含む) 演者 6単位  
共同演者 3単位
- ハ 両会(本会と日本顎咬合学会)学術大会、支部学術大会における講師 (シンポジスト、同コーディネータ等を含む) 10単位

#### (3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療

- イ 治療を終了した基本的な症例 2単位(1装置) 10装置以上
  - ロ 治療を終了した難症例 5単位(1口腔) 3症例以上
- ※指導医の更新申請要件:イより2装置以上、ロより2症例以上

#### (4) 専門医共通研修の必須項目の履修

(研修を主催した団体で受講後の試験(e-testing)に合格すると修了証が発行されます)

- イ 日本歯科専門医機構が認定した研修会、シンポジウム等 2単位
- ロ 共通研修区分は①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規・医療経済とし、1講習1時間を1単位、申請までの5年間で10単位以上

なお、1年間で2単位ずつ取得すること。

※但し、旧制度から移行の場合、2022.4.1を起点に申請までの年数(猶予期間含む)×2単位を取得

- (5) 修練医・認定医・専門医認定委員会が認める講演会等の講師 4単位
- (6) 歯科大学又は歯科医師臨床研修施設における常勤の指導 年間当り1単位  
(辞令のコピー等証明できる書類を添付のこと。)

## 【申請方法】

### 1. 申請書類

#### (1) 補綴歯科専門医申請書 (様式1)

- ・推薦指導医欄は、専門医取得当時の指導医の名前を記入すること。(不明の場合は、空欄のまま)
- ・支払い方法を選択、記入。

#### (2) 履歴書 (様式2)

#### (3) 歯科医師免許証のコピー

#### (4) 日本補綴歯科学会会員歴証明書 (様式3)

- ・自身の名前、会員番号、入会日、通算年月、提出日を記入すること。

#### (5) 認定研修証明書 (様式4)

- ・専門医取得時に受けた研修の期間、機関名、代表指導者名を記入すること。
- ・専門医登録日が1994年以前の場合、認定研修機関が存在しない為、取得当時の所属機関名、指導医名を記入すること。
- ・指導医が退職等されている場合は、押印の必要はない。

#### (6) 日本補綴歯科学会学術大会出席記録 (様式5)

- ・様式5の確認印は補綴歯科専門医認定小委員会で使用のため記入しないこと。
- ・会員専用の「研修単位確認」ページに記載のない出席学会は、領収証あるいは参加章のコピーも添付すること。

#### (7) 歯科補綴学に関する発表記録 (様式6)

- ・様式6に記載の論文または発表の抄録部分のコピーを1部添付すること。

#### (8) 補綴装置一覧表 (治療を終了した基本装置) (様式8-1)

#### (9) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の治療記録 (治療を終了した難症例) (様式8-2)

- ・様式8-1に難症例を含んでもよいが、様式8-2と重複しないこと。

#### (10) 専門医共通研修の修了証のコピー

- ・申請時点で揃っている修了証を添付のこと。(すでに郵送、メール済みの場合は、不要)
- ・申請に間に合わない修了証は後日郵送またはメールすること。(jpr-edit03@hotmail.com)

必要に応じて

- \*修練医・認定医・専門医認定委員会が認める講演会等の講師を証明するもの
- \*歯科大学又は歯科医師臨床研修施設における指導を証明するもの
- \*専門医認定証の写し

## 2. 申請料

申請書類一式が届き次第、事務局から順次、登録メールアドレス宛に請求案内を送信する。

会員ページより手続きすること。

継続料(年間)	料金	消費税(10%)	合計
専門医継続料	5,455 円	545 円	6,000 円
指導医継続料	1,818 円	182 円	2,000 円

登録料(更新時)	料金	消費税(10%)	合計
専門医機構登録料	10,000 円	1,000 円	11,000 円

### ①クレジット支払

### ②銀行バンクチェック支払

会員マイページで受付作業をするとりそな銀行の口座が自動発行されます。(1 つの請求につき 1 つの振込先口座)銀行窓口/ATM/ネットバンキングなど任意の方法でお振り込みください。必ず会員名でお振り込みください。

※年会費を自動口座振替に設定されている方は、会員マイページ

請求/入金情報欄の[支払方法を変更する] より支払方法を変更して支払うこと。

会員情報欄の[次回請求時の支払方法を変更する]より変更すると、年会費の自動口座振替が解除されるので注意すること。

### 【更新申請にあたっての注意点】

1. 更新申請時点(認定期限の1年前から6ヵ月前)で更新の必要条件を満たしていない場合、更新申請以後認定期限までの必要条件の修得予定については、例えば、学術大会出席については学術大会名の後に“出席予定”と、論文発表等については業績内容の後に“掲載(発表)予定”と記入のうえ提出すること。
2. “予定”で申請した単位を修得した場合には、学術大会出席であれば参加章のコピーを、業績については別刷等を速やかに学会事務局まで送付すること。
3. 補綴歯科専門医認定小委員会は毎年4月と10月に開催されるため、申請時期によっては認定通知および新たな認定証の送付が認定期限日を過ぎることがある。

※ 提出された申請書類および一旦納入された更新手数料の返却はしない。

### 【資格更新の認定】

補綴歯科専門医資格の更新認定は、まず毎年4月と10月に行われる修練医・認定医・専門医認定委員会で審議するが、申請者に同時進行で更新申請書類提出締切後に案内(会員登録メールアドレス宛)する補綴歯科専門医認定試験(オンライン)に合格することが条件となる。試験合格後、補綴歯科専門医認定小委員会を経て、補綴歯科専門医認定・制度委員会で審議、その後開催の両会の理事会で承認後、直近で行われる日本歯科専門医機構の運用審査へ申請することとなる。

なお、日本歯科専門医機構で認定後、日本歯科専門医機構より認定証が発行される。

### 【認定証の交付】

事務局から審査結果を申請者に通知する。申請者は補綴歯科専門医更新登録申請書(様式21)を事務局に送付する。手続き確認後、日本歯科専門医機構より認定証が交付される。

### 【指導医の資格更新】

指導医の資格は補綴歯科専門医の資格が更新された時点で同時に更新されるため、特に指導医資格の更新手続きの必要はないが、補綴歯科専門医資格の更新がされなかった場合、指導医資格も喪失するので注意すること。

### 【歯科補綴学関連学会に関する申し合わせ】

補綴歯科専門医制度施行細則第 10 条(1)ハ. にいう補綴歯科専門医の資格更新の単位となる歯科補綴学関連学会(2単位)は以下の学会とする。但し、関連学会の出席のみで更新の単位(20単位)を満たすことはできない。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1. 日本歯科医学会                                      | 2. 日本歯科理工学会     |
| 3. 日本老年歯科医学会                                    | 4. 日本顎顔面補綴学会    |
| 5. 日本顎口腔機能学会                                    | 6. 日本磁気歯科学会     |
| 7. 日本口腔リハビリテーション学会                              | 8. 日本口腔インプラント学会 |
| 9. 日本歯科審美学会                                     | 10. 日本顎関節学会     |
| 11. 日本接着歯学会                                     | 12. JADR        |
| 13. 補綴歯科専門医認定小委員会が認める補綴に関連する国際学会(参加を証明できるものが必要) |                 |